



鳥取県公報

平成12年 6月 6日(火)
第 7 1 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（水産課）…………… 1
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 1
◇ 教委告示	平成13年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針（高等学校課）…………… 2
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習の開催（消防課）…………… 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（広報課）…………… 5
	随意契約の相手方の決定（2件）（情報政策課）…………… 5
	落札者の決定（3件）（病院局総務課）…………… 6
	随意契約の相手方の決定（ 〃 ）…………… 7

告 示

鳥取県告示第357号

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、次のとおり水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めたので、同条第6項の規定により告示する。

平成12年 6月 6日

鳥取県知事 片 山 善 博

「次のとおり」は、省略し、その計画書を鳥取県農林水産部水産振興局水産課に備え置いて縦覧に供する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第40号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成12年 6月 6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,730
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	162,165
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,000
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,297
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,166
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,929
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,965
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,751
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,054
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,147
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,961
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,896

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第8号

平成13年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成12年6月6日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

平成13年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力や適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者若しくは平成13年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。

ア 実施期日

平成13年2月9日（金）

イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科及び英語（以下「必修教科等」という。）の評定以外の記録、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成13年3月14日（水）に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成13年3月7日（水）及び8日（木）（学力検査は、平成13年3月7日（水））

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科が3教科の場合は、実施教科の得点の合計を1.5倍又は2倍したものを合計得点とする。

(c) 実施教科が4教科の場合は、実施教科の得点の合計又はその得点の合計を1.5倍若しくは2倍したものを合計得点とする。

(d) 実施教科が5教科の場合は、実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科について、1.5倍又は2倍とする傾斜配点をすることができる。

(e) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、6対4から4対6までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科等の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等のうち、学力検査を実施する教科の評定を2倍、学力検査を実施しない教科の評定を4倍し、その合計によるものとする。

エ 合格発表

平成13年3月14日（水）

オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成13年3月27日（火）

イ 検査内容

（ア）面接は、入学志願者全員に対して実施する。

（イ）学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科等の評定以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成13年3月29日（木）

4 通信制課程における入学者選抜

通信制課程における入学者選抜については、教育委員会が別に定める。

5 配慮事項

（1）検査に当たっての配慮

身体に障害のある生徒及び海外帰国生徒については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

（2）選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、海外帰国生徒及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成12年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱い作業に従事しているもの

2 講習の日時及び場所

- （1）平成12年7月17日（月） 午前9時30分から午後0時30分まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- （2）平成12年7月18日（火） 午前9時30分から午後0時30分まで
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室
- （3）平成12年7月24日（月） 午前9時30分から午後0時30分まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

- (4) 平成12年7月25日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで
米子市靴町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (5) 平成12年7月26日(水) 午前9時30分から午後0時30分まで
境港市上道町3000 境港市民会館大会議室

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県生活環境部消防課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成12年6月12日(月)から同月23日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、鳥取県生活環境部消防課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271、電話0857-26-7065)に提出すること。(郵送による場合は、平成12年6月23日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成12年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式
①施策情報
②生活情報
- (2) 契約方法 随意契約
- (3) 契約日 平成12年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 鳥取市富安二丁目137
株式会社新日本海新聞社
- (5) 契約価格 次に掲げる価格の合計額
(1)の①は、22,248,844円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)の②は、225,000円(単価/半5段)又は450,000円(単価/全5段)にそれぞれの単価ごとの年間の掲載段数を乗じ、かつ、1.05を乗じて得た額の合計額(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- (7) 契約事務担当部局の名 鳥取県総務部広報課
称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成12年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契約価格 151,293,552円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の名 鳥取県企画部情報政策課
称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年6月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営等業務 一式
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成12年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契約価格 136,823,286円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の名 鳥取県企画部情報政策課
称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成12年6月6日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院清掃作業 一式
- (2) 契約方式 一般競争入札
- (3) 落札決定日 平成12年3月27日
- (4) 落札者の氏名及び住所 山陰リネンサプライ株式会社
鳥取市富安二丁目159
- (5) 落札価格 35,700,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 入札公告日 平成12年2月15日

- (7) 落札方式 最低価格落札方式
(8) 契約事務担当部局の名 鳥取県立中央病院事務部管財課
称及び所在地 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成12年6月6日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県立厚生病院清掃作業及び食器洗浄作業 一式
(2) 契約方式 一般競争入札
(3) 落札決定日 平成12年3月27日
(4) 落札者の氏名及び住所 株式会社エバーグリーン
倉吉市上井353-5
(5) 落札価格 27,195,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
(6) 入札公告日 平成12年2月15日
(7) 落札方式 最低価格落札方式
(8) 契約事務担当部局の名 鳥取県立厚生病院事務部管財課
称及び所在地 倉吉市東昭和町150

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成12年6月6日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

- (1) 調達件名及び数量 A重油JIS1種2号1,024キロリットル
(2) 契約方式 一般競争入札
(3) 落札決定日 平成12年3月27日
(4) 落札者の氏名及び住所 エンデバー株式会社
鳥取市寿町757
(5) 落札価格 1キロリットルにつき30,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
(6) 入札公告日 平成12年2月15日
(7) 落札方式 最低価格落札方式
(8) 契約事務担当部局の名 鳥取県立中央病院事務部管財課
称及び所在地 鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成12年6月6日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

- (1) 調達件名及び数量 総合医療情報システムの管理運営等業務 一式
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成12年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契約価格 39,018,052円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の名 鳥取県立中央病院事務部総務課
称及び所在地 鳥取市江津730